北海道警察釧路方面本部告示第158号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月11日

北海道警察釧路方面本部長　　髙橋俊章

１　意見の聴取の期日
令和８年11月24日（火）午前９時０分から

２　意見の聴取の場所
釧路市大楽毛北１丁目15番８号
北海道警察釧路方面本部交通課　釧路運転免許試験場　意見の聴取会場